

アスベスト問題に関する関係閣僚による会合（第6回）

席上配布資料

平成18年9月8日

1. 石綿健康被害救済法に基づく申請受付・認定の状況について（累計）
・・・ 1
2. 石綿による健康被害の救済に係る事業主負担に関する考え方について（概要）
・・・ 3
3. 「石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金の請求・決定状況」及び「労災保険法に基づく石綿による肺がん・中皮腫の補償状況」について
・・・ 5
4. 石綿の製造等の全面禁止について
・・・ 7
5. アスベスト除去等の取組状況について
 - 防 衛 庁
・・・ 9
 - 総 務 省
・・・ 10
 - 文 部 科 学 省
・・・ 11
 - 厚 生 労 働 省
・・・ 12
 - 農 林 水 産 省
・・・ 13
 - 国 土 交 通 省
・・・ 14
 - 環 境 省
・・・ 15
6. アスベスト対策関係平成19年度概算要求額一覧
・・・ 17

石綿健康被害救済法に基づく申請受付・認定の状況について
(累計)

平成 18 年 9 月 1 日 (金)

環境省環境保健部石綿健康被害対策室

石綿健康被害救済法に基づく申請受付・認定の状況は以下のとおり。

1. 申請者数等 (3月20日から8月31日までの累計：速報値)

★申請者数(郵便受付含む) 累計： 3,113 件

★来所相談件数 累計： 1,296 件

★電話問い合わせ件数 累計： 10,643 件

○申請者件数の内訳

療養費：1,234件(うち、中皮腫：828件、肺がん：364件、不明：42件)

特別弔慰金：1,879件(うち、中皮腫：1,541件、肺がん：319件、不明：19件)

計 3,113件(うち、中皮腫：2,369件、肺がん：683件、不明：61件)

2. 認定の状況 (3月20日からの累計)

療養費：認定197件(うち、中皮腫：148件、肺がん：49件)

不認定 4件(うち、中皮腫：3件、肺がん：1件)

保 留 264件(うち、中皮腫：175件、肺がん：89件)

特別弔慰金：認定399件(うち、中皮腫：398件、肺がん：1件)

不認定 0件(うち、中皮腫：0件、肺がん：0件)

保 留 1件(うち、中皮腫：0件、肺がん：1件)

石綿による健康被害の救済に係る事業主負担に 関する考え方について（概要）

平成18年8月
石綿による健康被害の救済に
係る事業主負担に関する検討会

1. 事業主負担の総額

73.8億円／年度

注：90.5億円／年度（平成19年度～平成22年度の平均費用）から事務費のうち国が負担する分（7.5億円／年度）及び地方公共団体による拠出が検討されている分（9.2億円／年度）を控除したものである。

2. 特別事業主の要件

- (1) 大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設届出工場等に掲げられている事業場を選び出す。
- (2) (1)により選び出した事業場のうち以下の具体的要件をすべて満たす事業場の事業主を特別事業主とする。
 - 事業場における累計の石綿の使用量が1万t以上であること。
 - 事業場の所在する（又は所在していた）市区町村の中皮腫による死亡数（人口10万人当たり）が全国平均以上であること。
 - 事業場における石綿にさらされる業務による肺がん・中皮腫の労災認定件数（平成16年度までの合計）が10件以上であること。

注：労災認定件数は、直接的に周辺住民に生じた被害の状況を表す指標ではないが、代替的に用いることとする。

3. 特別拠出金の額の算定方法

特別拠出金の額の算定方法は、以下のとおりとする。

- (1) 事業主負担の総額（73.8億円／年度）を「石綿の使用量分」及び「指定疾病の発生状況（労災認定件数により代替。以下同じ。）分」に按分する。

注：指定疾病の発生状況については、労災認定件数に170を乗じることにより石綿の使用量に換算する。

- (2) 各特別事業主の該当事業場における石綿の使用量及び指定疾病の発生状況がそれぞれ全体に占める割合に基づき「石綿の使用量割額」及び「指定疾病の発生状況割額」を算定し、その合計額を特別拠出金の額とする。

注：該当事業場が複数存在する場合には、事業場ごとに算定された額を

合算した額を特別拠出金の額とする。

(参考)

特別事業主は4社となり、特別拠出金の総額は、338百万円/年度程度となる見込みである。

4. 一般拠出金率

事業主負担の総額(73.8億円/年度)から特別拠出金の総額を控除した額を直近の労災保険適用事業主等の賃金総額で除すことにより算定する。

また、一般拠出金の徴収に当たっては、労働保険徴収システムを活用するため、一般拠出金率は0.01/1000単位で設定する必要があり、一般拠出金率は0.05/1000となる見込みである。

5. 見直し

当面の4年間は、上記の考え方により決定した特別事業主、特別拠出金の額及び一般拠出金率を固定することが適切と考えるが、制度の施行後5年以内に行われる制度の見直しに合わせて、事業主負担のあり方についても再検討することが適当である。

6. その他

特別事業主の名称及び特別拠出金の額については、公にすることにより、当該特別事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること等から公開しないことが適当である。

「石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金の請求・決定状況」及び
「労災保険法に基づく石綿による肺がん・中皮腫の補償状況」について

石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金の請求・決定状況

(3月27日から7月末日までの累計)

(1) 請求件数 1,314件

(2) 支給決定件数 357件

①年金・一時金別内訳

イ) 特別遺族年金 310件

ロ) 特別遺族一時金 47件

②疾病別内訳

イ) 肺がん 66件

ロ) 中皮腫 281件

ハ) 石綿肺 10件

労災保険法に基づく石綿による肺がん・中皮腫の補償状況

(件数)

	合計		肺がん		中皮腫	
	請求	認定	請求	認定	請求	認定
平成16年度	210	186	61	58	149	128
平成17年度	1,796	722	712	219	1,084	503
平成18年度 (4~7月)	839	466	406	195	433	271

平成18年9月8日
厚生労働省

石綿の製造等の全面禁止について

1 労働安全衛生法施行令の改正

「アスベスト総合対策」（平成17年12月27日 アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）における「全面禁止を前倒しして、関係法令の整備を行い平成18年度中に措置する。」との方針等を踏まえ、労働安全衛生法施行令の改正を行った。

- (1) 石綿の製造等の禁止
石綿の製造等を禁止する。
- (2) 規制の対象範囲の拡大
規制の対象となる「石綿を含有する製剤その他の物」について、石綿をその重量の「1%を超えて含有するもの」から「0.1%を超えて含有するもの」とする。

2 石綿障害予防規則の改正

吹付け石綿等の封じ込め作業等における石綿ばく露防止対策の充実等を図るため、石綿障害予防規則の改正を行った。

- (1) 吹付け石綿等の封じ込め等の作業について、湿潤化や立入禁止等の措置を新たに義務付け
- (2) 天井裏、エレベーターの昇降路等における臨時の作業について、労働者が石綿にばく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具や保護衣等の使用を新たに義務付け
- (3) 使用された器具等を作業場外に持ち出す際の付着した石綿の除去を新たに義務付け
- (4) 健康診断の結果等の保存期間を現行の30年から40年に延長

3 施行日

改正政令及び改正省令は、本年8月2日に公布し、同年9月1日から施行

防衛庁におけるアスベスト対策について

1 アスベストの除去等

(1) 建築物

アスベスト問題への対応の一環として、建築物（22,200棟）における吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施。その結果、71棟（うち3棟は過去に飛散防止対策実済）について吹付けアスベスト等の使用が確認されたことから、既に6棟について除去等の措置を実施。残る62棟についても今年度中に除去等の措置を完了する予定。

(2) 装備品等

装備品等のアスベストの使用実態を調査した結果、一部の艦船において表面に塗装を施して飛散防止措置が講じられた吹付けアスベスト等が確認されたことから、その安全性を調査し、既に7隻の艦船について除去を完了しており、残る1隻も今年度中に除去を実施予定。

また、航空機、艦船、車両等の制動部分やエンジン、蒸気管等に摩擦材、シール材及び断熱材等としてアスベスト含有部品等が使用されているため、引き続き代替化を図る。

(3) 除去等に対する支援

過去に周辺対策事業による補助金により整備した学校、病院等において、吹付けアスベスト等の使用が確認がされた施設については、施設設置者（地方公共団体等）からの申請に基づき、吹付けアスベスト等の処理工事に要する費用の補助を実施。平成17年度までに16施設の補助を実施。平成18年度は58施設の補助を実施予定。引き続き平成19年度以降も、申請に基づき補助を実施予定。

2 健康相談等

平成17年8月31日に自衛隊病院等17箇所及び9月7日に各駐屯地等162箇所、計179箇所にアスベスト相談窓口を設置。同窓口等を活用して、隊員及び退職者の健康不安の解消に努めている。

また、駐留軍等労働者等を対象として平成17年8月5日に防衛施設局等15箇所に健康相談窓口を設置し、健康不安の解消に努めている。

平成18年9月8日
総務省

アスベスト使用実態調査の結果について

地方公共団体が所有する施設におけるアスベスト使用実態の調査結果については次のとおり

(1) 調査概要

- ・対象団体： 全地方公共団体
- ・対象施設： 地方公共団体所有の建築物のうち平成8年度以前に竣工（改修工事を含む。）した建築物
- ・対象建材： 吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール

(2) 調査結果概要（H18.3.31現在）

項 目	箇所数	構成割合
調査対象施設の箇所数 ①	401,830	—
調査中の箇所数 ②	2,739	—
進ちよく状況 (①-②) / ①	—	99.3%
調査結果が判明した箇所数 A(=B+C)	399,091	100.0%
アスベスト未使用の箇所数 B	386,318	96.8%
アスベスト使用の箇所数C(=D+E+F)	12,773	3.2%
うち、除去済み D	3,666	0.9%
うち、処理済み E	3,621	0.9%
うち、未処理 F	5,486	1.4%

- (3) 未処理の施設については、ばく露のおそれのある施設とその対応状況について追加調査を実施中（今月末を目途に公表予定）。

学校施設等における吹き付けアスベスト等への取組状況

1. 使用実態調査

- ◇ 子どもたちの安全対策に万全を期すために、平成17年7月末から学校施設等における吹き付けアスベスト等の使用実態調査を実施
- ◇ 平成17年9月、11月、18年3月に調査結果を公表
- ◇ 平成18年6月末にすべての調査対象の学校施設等で調査が完了

調査完了機関数	151,925 機関 (100%)
① 吹き付け石綿等の室等を保有する機関	8,603 機関 (5.7%)
② ①のうち、措置済み状態にある室等を保有する機関	4,392 機関 (2.9%)
③ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散によりばく露のおそれのない室等を保有する機関	4,264 機関 (2.8%)
④ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散によりばく露のおそれのある室等を保有する機関	968 機関 (0.6%)

注) 3月16日の公表分に、それ以降に調査が完了した299機関から報告された結果を合算したもの

2. 使用実態調査の結果等を踏まえた対応

- ◇ 学校等の設置者が速やかにアスベスト対策を行えるよう、平成17年度補正予算において745億円を確保
- ◇ 補正予算措置後に判明したものや計画的に対策を行うものなどについては、平成18年度予算等により対応
- ◇ 通知文や研修会等により適切なアスベスト対策を周知

3. 今後の対応

- ◇ 対策の実施状況等のフォローアップ調査を実施中 (平成18年10月中を目途に公表予定)
- ◇ 通知文や研修会等により適切なアスベスト対策を継続的に周知

平成18年9月8日
厚生労働省

厚生労働省所管公共施設に係るアスベスト除去等の取組について

1. 使用実態調査の実施

- 厚生労働省所管公共施設（病院、社会福祉施設等、公共職業能力開発施設等）に係るアスベスト除去等の取組については、その使用実態調査の最終報告を昨年11月29日に行い、公表したところである。
- その後、アスベスト除去等の措置状況等についてフォローアップを行い、2月13日に公表したところである。

（フォローアップ時点の状況）

	病院	社会福祉施設等	公共職業能力 開発施設等
調査回答数	7,809	90,229	3,160
うち① 吹き付けアスベストのある施設	2,275	4,597	279
② ①のうち、措置済み状態にある施設	1,286	2,690	89
③ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、 ばく露のおそれのない施設	1,062	1,875	174
④ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、 ばく露のおそれのある場所を有する施設	396	262	36

- 引き続き、各地方公共団体に対し継続的な対応をお願いしているところであり、除去等の措置の進捗状況について、この秋にもフォローアップ調査を実施する。

2. 既存施設におけるアスベストの除去等の支援

- 平成17年度補正予算及び平成18年度予算において、飛散・ばく露のおそれがあり、かつ、利用者が日常利用することにより、早急に対応すべき施設について、吹き付けアスベスト等の使用実態調査の結果を踏まえ、地方公共団体等によるアスベストの除去等に対する支援を実施。
また、平成18年度予算において、アスベストの除去等を円滑に行えるようにするために、既存の低利融資制度の活用を実施。

（予算額）

	平成18年度予算額	平成19年度概算要求額
補助等	854億円の内数	975億円の内数
融資	4,197億円の内数	3,787億円の内数

農林水産省におけるアスベスト対策の取組状況について

1 使用実態調査

(1) 農林水産省関連施設等※1

①	報告施設数	123,740 (123,453)
②	①のうち、吹付けアスベスト等が確認された施設	1,732 (1,776)
③	②のうち、飛散のおそれのある吹付けアスベスト等が確認された施設※2	15 (9)

() は、3月31日公表時の施設数

※1：対象施設は卸売市場、競馬場、公共事業施設など。

※2：施設数が増えているのは、その後除去が完了した施設がある一方、継続調査となっていた施設が新たに計上されたため。

(2) 食品産業におけるオープン等 (3月31日公表)

①	調査対象機器数 (オープン等)	110,763
②	①のうち、アスベスト使用機器数	30,410
③	②のうち、対策済みのもの (廃棄済み、部分交換済み等)	2,839
④	②のうち、飛散のおそれのないもの	27,571
⑤	②のうち、未対策で飛散のおそれのあるもの	0

2 調査結果を踏まえた対策

飛散のおそれのある吹付けアスベストが確認された施設については立ち入り禁止等の措置を取っており、できるだけ早い時期に除去工事を行う予定。

また、既存のアスベスト製品についても代替化に努めるよう関係団体を通じ指導しているところ。

国土交通省におけるアスベスト対策の取組状況について

		調査件数	吹付けアスベスト等の使用が確認された件数	対策の実施状況
①	鉄道駅 (旅客用スペース)	201社	20駅	全て飛散防止対策済み。
②	バスターミナル (旅客用スペース)	2,253社	4バスターミナル	3バスターミナルについては飛散防止対策済み。 他の1バスターミナルについては、ビニールによる被覆等の対策済みで、除去工事を実施中。11月下旬までに除去完了予定。
③	空港ターミナル (旅客用スペース)	95空港	2空港	全て飛散防止対策済み。
④	国家機関の建築物	84,215棟	698棟	310棟については飛散防止対策(封じ込め等)実施済み。 直ちに飛散による被害が発生するおそれは小さいと考えられるが、残る施設については飛散防止対策等を実施。
⑤	公共住宅	40,200団地 (247,401棟)	254団地 (908棟)	251団地については飛散防止対策(封じ込め等)実施済み。 残り3団地については、直ちに飛散するおそれは小さいと考えられるが、適切かつ迅速に対策を実施(うち、現時点で2団地は着手済、残り1団地は今後工事着手)。
⑥	民間建築物	256,025棟	11,851棟	民間建築物の所有者等からの報告に基づき、地方公共団体と連携して除去等の対策を推進。多数の者が利用する建築物について吹付けアスベスト等の除去等を支援する制度を創設(H17年度補正予算)。住宅については、既存制度により支援。

(注1)「吹付けアスベスト等」とは、吹付けアスベスト及び、アスベストを含有する吹付けロックウール等をいう。

(注2)①～⑥のアスベスト対策の実態調査については、逐次フォローアップをしていく予定。

(注3)⑥の吹付けアスベスト等の使用が確認された件数については調査件数256,025棟のうち、民間建築物の所有者等から202,779棟の報告があったものを基に集計したもの。

環境省関連施設におけるアスベスト使用実態調査について

1 調査結果

(1) 地方公共団体が設置した廃棄物処理施設等

(平成18年3月22日現在)

調査件数	1, 817
① 吹き付けアスベスト等を使用していた、使用している、使用の可能性のある施設	420
② ①のうち、措置が終了している施設（除去・封じ込め等）	87
③ ①のうち、措置が終了していない施設（一部措置を含む）	124
④ ①のうち、現時点で使用の有無を確認できない施設	83
⑤ ①のうち、現時点で施設が廃止されており、従事者にばく露のおそれがない施設	126

(2) 地方公共団体が設置した自然公園等施設

(平成18年8月31日現在)

調査件数	6, 465
① 吹き付けアスベスト等を使用していた又は使用している施設	8
② ①のうち、措置が終了している施設（除去・封じ込め等）	5
③ ①のうち、措置が終了していない施設（一部措置を含む）	3

(3) 地方公共団体が設置した環境大気測定局舎

(平成18年8月31日現在)

調査件数	1, 629
① 吹き付けアスベストを使用していた又は使用している施設	13
② ①のうち、措置が終了している施設（除去済・処理済）	12
③ ①のうち、措置が終了していない施設	1

2 結果を踏まえた対応策

引き続き、吹き付けアスベスト等の使用が確認された施設においては、除去・封じ込め等の必要な措置を講ずるほか、現時点で使用の有無を確認できていない施設においては、分析調査等により確認のうえ、必要な措置を適切に講ずるよう、都道府県及び市町村に周知していく。

アスベスト対策関係平成19年度概算要求額一覧 (9月8日)

< 総額 132.9億円 >

1 隙間のない健康被害者の救済 102.2億円

救済新法の円滑な施行

労災制度の周知徹底等

研究の推進等

102.2億円

2 今後の被害を未然に防止するための対応 23.0億円

既存施設での除去等

7.1億円

解体時等の飛散・ばく露防止

12.1億円

アスベスト廃棄物の適正処理

2.3億円

代替化の促進

1.3億円

アジア諸国への対策支援

0.2億円

3 国民の有する不安への対応 7.7億円

実態把握・国民への情報提供

2.2億円

健康相談等の対応

5.5億円

(注1) 関係閣僚会合を構成する関係省庁による対策に係る金額を整理している。

(注2) 施設整備等経費の交付金等(約1.72兆円)の内数となっているものについては含まれていない。